



▲短大生がぬいぐるみ劇を披露

50周年記念行事

幼・保育園児は“こども広場”で参加



町は二月二十八日町公民館で町制五十周年記念「お姉さんと遊ぶ」こども広場を開きました。この催しは、これまでの記念行事にちびっこ参加の行事が少なかったため、ちびっこにも五十周年行事に参加してもらうために開いたものです。

当日は宇部短期大学保育科の児童文化サークル(白石正子講師・部員十四人)のお姉さんたちが出演。町内の幼・保育園児約二百人に人形劇をみせたり、ぬいぐるみ人形でミュージカルを演じ、幼児たちは目を輝かせて見入っていました。また、ジャンケンゲームやレクリエーションダンスなども指導、はねたり、跳んだり、体全体を動かすゲームに幼児は歓声をあげて興じていました。

これまで、本町でぬいぐるみ劇の公演は一度もなく、同サークルの阿知須公演が初めて。今春卒業のお姉さんたちは「学生最後の公演で、こどもたちに大変喜んでもらえてよかった」と。また、白石講師は「阿知須町で初めてやらせていただきました。機会があったら学生たちとまた来させていたきたいと思います」とのことでした。

水曜日は3便に増発

町営バス、4月から

町営バスは砂郷保育園〜ゴルフ場(万年池東)間を平日のみ運行していますが、四月から水曜日は三便に増発されます。

町営バス(定員二十四人)の運行は昭和五十九年四月から始まり、ずっと二便を通してきまりましたが、三便になるのは今回が最初です。

現行は月曜日から金曜日まで祝祭日を除いて朝夕の二便、土曜日は朝昼の二便運行しています。

しかし、通院、買い物などに利用される人の中で昼ごろの運行便がほしいという声が強くなり、四月一日から水曜日を三往復にするものです。



阿 知 須 町 営 バ ス 運 行 時 刻 表

下 り (砂郷保育園〜役場〜農協野口支所〜ゴルフ場)			
停留所	発 車 時 刻		
	月〜土	水・土のみ運行	月〜金
砂郷保育園	8:15	11:45	16:30
阿知須駅前	8:17	11:47	16:32
役 場	8:19	11:49	16:34
浜 表	8:22	11:52	16:37
赤 迫 橋	8:23	11:53	16:38
井 関 橋	8:24	11:54	16:39
農協野口支所	8:25	11:55	16:40
温 泉 前	8:28	11:58	16:43
万年池入口	8:29	11:59	16:44
ゴ ル フ 場	8:30着	12:00着	16:45着
上 り (ゴルフ場〜農協野口支所〜役場〜砂郷保育園)			
停留所	発 車 時 刻		
	月〜土	水・土のみ運行	月〜金
ゴ ル フ 場	8:35	12:05	16:50
万年池入口	8:36	12:06	16:51
温 泉 前	8:37	12:07	16:52
農協野口支所	8:40	12:10	16:55
井 関 橋	8:41	12:11	16:56
赤 迫 橋	8:42	12:12	16:57
浜 表	8:43	12:13	16:58
役 場	8:46	12:16	17:01
阿知須駅前	8:48	12:18	17:03
砂郷保育園	8:50着	12:20着	17:05着

国保つてなめに ⑭

こんなとき こんな給付が受けられます

〔療養の給付〕

▽①病気になるたとき②ケガをしたとき③歯が痛むときはかかった費用の三割または二割を支払うだけで治るまで治療が受けられます。

この場合、国保を取り扱っている医療機関へ保険証を提示すること。

〔高額療養費〕

▽費用がかさむとき病院の窓口で支払った費用が五万七千円を超えた場合、その超えた分について払い戻しが受けられます。

しかし、被保険者が同一の

医療機関でその月にかかった費用に對してのみ。差額ベッドなど保険給付の対象とならないものには適用されません。

「療養費」(あとから払い戻しを受けられる場合)

▽やむをえない理由で、国保の取り扱いはしていない病院で診てもらったときや、保険証が使えなかったときは事情をよく審査のうえ、決定した額の七割または八割について払い戻しが受けられます。

▽歩行不能または困難な入院患者の付き添い看護・移送の費用は審査によって決定。

これは医者(医師)の指示があった場合のみ。事前に国保の承認が必要。

▽あんま、はり、マッサージ、灸の施術費も審査によって決定。医者(医師)の同意書が必要。

▽①コルセット、ギブスなどの補装具②輸血のための生血代は審査によって決定。この場合も医者(医師)の同意書が必要。

▽柔道整復師の施術費は国保の取り扱いはしていない柔道整復師で施術を受けた場合には医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられます。

〔その他の給付〕

▽子どもが生まれたときは助産費が出ます。
▽加入者が亡くなったときは葬祭費が出ます。

ごみの収集日 4月

ごみの収集時間

前日午後五時〜当日午前八時

町指定袋の販売

町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半〜正午、午後一時〜午後二時まで。(祝祭日は出せません)

不燃物ゴミの収集日

(町内全域)

○ビン、ガラス、灰など (第1、3木曜日)	4日	18日
	(木)	(木)
○空缶、鉄類 (第2、4木曜日)	11日	25日
	(木)	(木)

可燃ゴミの収集日

阿小校区 (岩倉を除く) 月・水・金					
1日	3日	5日	8日	10日	12日
17日	19日	22日	24日	26日	30日
井小校区 (岩倉を含む) 火・土					
2日	6日	9日	13日	16日	20日
27日	30日				

各課からのお知らせ

保健衛生課

局線 4113
有線 2122

狂犬病予防注射

生後3か月以上は必ず

町では平成三年度の犬の登録受け付けと狂犬病予防注射を実施します。

生後三か月以上の犬は狂犬病予防法で、毎年一回の登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。

料金は一匹当り登録料二千四百円、予防注射料二千五百七十円で合計四千六百七十円です。犬を飼っておられる人は

必ず受けてください。

日程と会場は次のとおり。

4月3日(水)	時・分
岩倉 岩倉公民館前	9・00
河内 北方八幡宮前	10・00
向井関・仙在集会所前	10・40
浜表 浜表公民館前	11・20
北祝 白井昭祐宅前	13・20
前山 若山社宅前	14・00
縄田 縄北集積所前	14・30
浜 浜公民館前	15・10
4月4日(木)	
且門松 且公民館前	9・00
源河 源河公民館前	9・50
沖の原公民館前	10・30
築地 東条公民館前	11・10
青畑 小林敏雄宅前	13・15
引野 引野公民館前	13・30

のイメージソングであり、区長、地区公民館長に届けてありますので、各地区でご活用ください。

4月21日は 町民運動会

みんなで参加を!

町では町制五十周年を記念して、藤重幾代さん(飛石)作詞、山崎凱千さん(県教育庁)作曲による「あけゆく阿知須」のカセットテープ(写真)を制作しました。

このカセットテープは、町



赤迫 赤迫公民館前 14・20
砂郷 砂郷公民館前 15・00
4月5日(金)

野口 農協野口支所前 9・00
小古郷公民館前 10・00
南祝 松本酒店横 11・00
小山 小山集積所前 13・10
二の宮集積所前 13・30
飛石 町体育センター前 14・00

高校卒業まで 自己負担なし

母子家庭の医療費

母子家庭医療費助成制度の対象となる児童の年齢が、これまで「義務教育終了前」となっていたのが四月から「十八歳に達する日の属する年度末(高校生は卒業まで)」に広がります。これにより、町民

税のかからない母子世帯は高校生、母親とも医療費を払わなくて済むようになります。

▽対象者 ①十八歳(高校卒業)までの児童を養育する母子家庭の母親および当該児童②母のいない十八歳(高校卒業)までの児童
▽所得制限
町民税所得割非課税世帯
▽母子家庭医療の受け方
病院などで受診する際に窓口へ①医療保険の「被保険者証」②町が発行した「福祉医療費受給者証」の二つを提示すれば、自己負担額を払わなくて済みます。その分は公費負担です。

制度についての問い合わせは町保健衛生課国民健康保険係へ。

住民課

局線 4112
有線 2132(福祉)
2135(戸籍)

納めにくい人は 免除申請を

学生の国民年金保険料

四月から二十歳以上の学生は国民年金に加入して、保険料を納めることが義務づけられました。しかし、経済的な理由などで保険料が納められないときは、申請により保険料が免除されます。

具体的には、学生本人と親元などの世帯の所得状況により判断されます。

【例】サラリーマン(夫婦、子供2人)世帯の場合、表の年収額以下の時に免除されます

	同居	別居
国公立	約600万	約660万
私立	約680万	約740万

老齢福祉年金

支払いは4月11日から

4月から30枚に

四月支払分の老齢福祉年金の支払いは四月十一日からです。年金を受け取れたら、国民年金証書を役場に提出してください。

町の「まごころタクシー券」が四月から十枚ふえて三十枚になります。

これは、今まで差額分を国民年金特別証書で支払っていたのを廃止し、新しい年金額が国民年金証書により八月に受け取られるように変わったためです。

このタクシー券は、身体障害者手帳「一種」か療育手帳「A」を受けている人がタクシーに乗られたとき、基本料金を町が負担するものです。該当者でタクシー券を希望される人は年度が変ることになり、四月以降に必要です。四月以降に降身障者手帳と印鑑をもって住民課で手続きをしてください。

税務課

局線 4114
有線 2153

土地・家屋の課税 台帳が見られます

4月1日から20日まで
あなたが所有されている固

定資産(土地・家屋)の課税台帳をお見せします。固定資産税はこの台帳によって税金が決まります。

▽期間 四月一日から二十日まで。ただし日曜日と第二土曜日は除きます。

▽時間 午前八時半から午後五時まで。土曜日は午後零時半まで

▽場所 町税務課固定資産税係(町役場一階)
本人に代って見られる場合は委任状がいります。

おし らせ



投票日は4月7日

県議会議員の選挙

四月七日は県議会議員選挙の投票日です。山口県全体では定員五十四人、吉敷郡は一人です。立候補の届け出は三月二十九日ですが、吉敷郡は立候補予定者が複数のため選挙になることが予定されています。

〔投票できる人〕

- ①昭和四十六年四月八日以前に生まれた者(投票当日満二十歳以上)
- ②本町に平成二年十二月二十八日以前から引き続き住んでいる人
- ③住民基本台帳に平成二年十二月二十八日以前に名前が記載され、本町選挙人名簿に名前が載っている人

以上が主な要件です。

〔選挙人名簿の縦覧期間〕

三月二十九日から三十日までの二日間、町役場総務課内選挙管理委員会事務局で縦覧できます。

今年二十歳になったり、最近転入(平成二年十二月二十

八日以前)された人などは、自分が選挙人名簿に載っているかどうかを確認しましょう。

〔不在者投票期間〕

三月二十九日から四月六日まで。この期間中、午前八時から午後五時まで(土曜日の午後、日曜日を問わず)町役場で不在者投票ができます。

雇用者があれば

労働保険加入を

労働者を一人でも雇っている

不動産の無料相談会

(社)日本不動産鑑定協会では地価公示普及行事の一つとして、不動産鑑定士による不動産の無料相談会を開催します。▽日時 四月五日(金) 午前十時から午後四時まで
▽会場 山口県庁四階、共用第四会議室
▽相談内容 ①適正な価格・

る事業主は、労働保険(労災保険、雇用保険)に加入しなければなりません。未加入の事業主は、早急に加入手続きを済ませましょう。

また、現在労働保険に加入中の事業主は、新年度の更新手続きが必要です。四月一日から五月十五日までに近くの銀行、郵便局、労働基準監督署で手続きをしましょう。

年度更新の手続きについての説明会は四月十一日午前十時から午後一時半からの二回(宇部市文化会館 宇部市朝日町八一)で開かれます。主催は県と山口労働基準局です。

私立高校生に

学資の軽減制度

県内の私立高校に通う生徒の学資負担を軽くするため、授業料と入学時納付金の減額制度があります。

この制度に関する問い合わせ、申し込みは各私立高等学校へ。

対象と軽減額は左表のとおり。

対 象	軽 減 さ れ る 額	
	授業料(月額)	入学時納付金
市町村民税所得割額10,000円以下	3,700円	—
所得税非課税	7,400円	40,000円
生徒が交通遺児で所得税非課税	10,500円	40,000円

4月は「土地月間」

計画的な利用を

国土庁は四月を「土地月間」と定め「みんなで考えよう土地問題」を提唱します。

〈土地基本法とは〉

昭和五十八年ごろから東京を中心とした地価高騰が始まり、近年は全国的な広がりをみせ、深刻な社会・経済問題となつていきます。

この問題を解決するために、土地についての憲法とも言える「土地基本法」が平成元年十二月に制定されました。それには次のことが明記されています。

- ①土地についての基本理念
- ②国・地方公共団体・不動産業者などの事業者として、私たち一人ひとりが土地についての基本理念を守る義務
- ③土地に関する施策の基本となる事項
- ④土地についての基本理念とは?

とは次の四つをいいます。①土地については公共の福祉が優先

土地は工場で作ったりできません。ある人が自分の土地をどう使うかは、周りの人に大きな影響を与えます。

②土地は適正に、計画的に利用されることが必要

土地は、まわりの状況に応じて適正に利用されてこそ、価値の出るものです。

③投機的な土地取り引きを行わない

土地を金もつきの道具にするのは許されることではありません。みんなが自分の利益だけを考えてしまったら本当に土地の必要な人は困ってしまいます。

④価値の増加に伴う利益は適切な負担で社会に還元を

鉄道、道路の建設や周囲の様子の変化などまわりの状況の変化によって生じる利益は、適切な負担をして社会に返すことが望ましいといえます。

書は役場総務課にあります。ご利用ください。

〔技能検定〕

県職業能力開発協会では、平成三年度前期の技能検定を行います。

▽申し込み期間 四月一日から十二日まで

▽試験 四十四職種について、指定された日に実技と学科

◇催しもの◇

- 24日 教育長杯ソフトボール大会(阿中グラウンド、前9時)
- 26日 婦人学級(公、前9時半集合)
- 27日 乳幼児衛生教育(役、後1時半)
- 28日 機能訓練(公、後1時半)
- 4月3日 狂犬病予防注射(5日まで)
- 22日 献血(体育センター前、前9時)